# 審査基準一覧表

## 消防局予防部危険物保安課

コード	No.	処分名	根拠法令	条項	
所属 コード	No.	处力和	規則等	<b>木</b> ·京	
9109	56	液化石油ガス販売事業の登録	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第3条第1項	
9109	57	保安機関の認定又はその更新	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第29条第1項 第32条第1項	
9109	58	一般消費者等の数の増加の認可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第33条第1項	
9109	59	保安業務規程の制定又は変更の認可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第35条第1項	
9109	60	液化石油ガス販売事業の認定	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第35条の6第1項	
9109	61	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第36条第1項	
9109	62	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の2第1項	
9109	63	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の3第1項	
9109	64	充填設備の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の4第1項	
9109	65	充塡設備の変更の許可	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の4第3項	
9109	66	充塡設備の完成検査	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の4第4項	
9109	67	充填設備の保安検査	液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する 法律	第37条の6第1項	

4n	/\	-	請に対する処分の番鱼基準・標準処理期間 50
処	分	名	液化石油ガス販売事業の登録
根拠	法令名	Ä	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第
12400			149号)
条	項		第3条第1項
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第4条第1項、第11条、
関われ	系条項	百	第16条
(美)7月	ド木や	R.	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第6条、第11条、第14条、第15条、第16条
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。
	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。
	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)
	$\circ$	4 審	査基準は設けておりません。
•		• 液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条第1号及び第4
審		号、	第31条並びに第32条第1号及び第4号の規定に基づく保安業務に係る技術的能力の基準
		等の	細目を定める告示(平成9年3月13日通商産業省告示第122号)
查	審	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省第
		11号	)の運用及び解釈の基準について(平成9年3月19日平成09・03・17資庁第1号)
	查	• 賠償	責任保険等事務処理要領の制定について(平成10年3月12日平成10・03・04立局第1号)
基		・対象	物を有効に保護できる障壁の具体例について(平成28年6月8日28商ガ安第11号)
	基	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に
		つい	て(平成31年3月15日20190308保局第5号)
準	準	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用につ
		いて	(令和3年2月25日20210203保局第1号)
		<ul><li>液化</li></ul>	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル
			2年3月作成)(申請に係る提出書類)
=	 設定		変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標	F//		総期間30日・月(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計
<b>徐</b>	標準処理期		間
华 処	ſŀ	 引訳と機	
处 理	-	100.0.100 E由機関	
	/ <u>\</u> ≥	五四7以内	) ( ) (神戸市消防局 )
期間	÷⊓.⊬	之,且.幼	
間			変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作成	え部月	島・課・	係名 消防局予防部危険物保安課保安係(電話(078)325-8528)

<i>Ь</i> п	/\		研に刈りる処分の番鱼基準・標準処理期间 57			
处	分	名	保安機関の認定又はその更新			
根拠	法令名	Ż	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第			
			149号)			
条	項		第29条第1項、第32条第1項			
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第30条、第31条			
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令			
関係	系条項	頁	(昭和43年2月7日政令第14号)第6条			
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則			
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第29条、第31条~第33条			
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。			
	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。			
	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)			
	0	4 審	査基準は設けておりません。			
de de		・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第6条第1号及び第4			
審		号、	第31条並びに第32条第1号及び第4号の規定に基づく保安業務に係る技術的能力の基準			
		等の	細目を定める告示(平成9年3月13日通商産業省告示第122号)			
*	宏					
查	審	<ul><li>賠償</li></ul>	責任保険等事務処理要領の制定について(平成10年3月12日平成10・03・04立局第1号)			
		・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に			
++-	査	係る	審査基準等について(平成17年4月1日平成17・03・16原第8号)			
基	+	• 液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に			
	基	つい	て(平成31年3月15日20190308保局第5号)			
2/66-	2/64	・保安	機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について			
準	準	(令和	3年2月25日20210204保局第1号)			
		・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル			
		(令和	2年3月作成)(申請に係る提出書類)			
	設定	ど・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更			
標			総期間30日・月(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計			
準	標準	声処理期	間   算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)			
<b>型</b>						
理		X由機関				
期	(		)( )(神戸市消防局 )			
間	設定	2 . 最级	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更			
作力	人们后	引・課・	係名 消防局予防部危険物保安課保安係(電話(078)325-8528)			

#### 様式1

処	分	名	保安業務規程の制定又は変更の認可						
和和	法令名	7	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第						
似火	(広下)		149号)						
条	項		第35条第1項						
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第35条第2項						
関係	条系	Ę	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則						
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第39条第2項						
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。						
審	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。						
	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)						
	0	4 審	査基準は設けておりません。						
查	審								
		・保安	機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について						
	査	(令和3年2月25日20210204保局第1号)							
基									
	基	・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル							
		(令和2年3月作成) (申請に係る提出書類)							
準	準		,						
	設定	三・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更						
標	煙消	<b></b> 些処理期	総期間30日・月(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計間						
準		-/C+ <u>-</u> 1./y1	算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)						
処	[4	内訳と機関名〕							
理	彩	<b>E</b> 由機関	日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹						
期	(		)(神戸市消防局)						
間	設分	三・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更						
作反	と 部 居	引・課・	係名 消防局予防部危険物保安課保安係 (電話(078)325-8528)						

		<u>'</u>	HD ( - )	190处分少备宜基毕,除毕处连别间 60
処	分	名	液化石油	Hガス販売事業者の認定
±⊟.±hп	法令名	<b>∀</b>	液化石油	Bガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第
11/1/2	おした	Ħ	149号)	
条	項		第35条の	)6第1項
			液化石油	ヨガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第2項
関係	系条項	頁	液化石油	ヨガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則
			(平成 9	年3月10日通商産業省令第11号)第45条、第46条
	該	① 審	査基準は	(以下・別添)のとおりです。
	当	2 審	査基準は	別途保管していますので、担当者に御請求ください。
	に	3 以	下の法令	の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)
	0	4 審	査基準は	設けておりません。
審		・液化	石油ガス	の保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第1号及び第4
		号、	第46条第	1号、第2号、第4号及び第5号並びに第50条第1号の規定に基づく液化石油
		ガス	販売事業	者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示
査	審	(平成	9年3月	13日通商産業省告示第121号)
	査	・液化	石油ガス	販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示(平成9年
基		通商	産業省告	示第121号)第1条第2項に定める補完機器について
	基	(平成	9年9月	9日通商産業省環境立地局保安課液化石油ガス保安対策室長通達)
		・液化	石油ガス	の保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に
準	準	つい	て(平成	31年3月15日20190308保局第5号)
		・液化	石油ガス	の保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル
				作成)(申請に係る提出書類)
	設分	ど・最終	変更年月	日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
標	輝州	<b></b> 上 処 理 期	総期	間30日・丹(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計
準	735.7	P/C-2-791	算の	場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)
処	[4	対訳と機	関名〕	
理	糸	圣由機関	日•	月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹
期	(			)(神戸市消防局 )
間	設分	官・最終	変更年月	日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更
作反	戈部昂		係名	消防局予防部危険物保安課保安係(電話(078)325-8528)

			明に対するための番直本中に保存を任期间の				
処	分	名	貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可				
根圳	法令	攵	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第				
TARE	14 11	Ή	149号)				
条	項		第36条第1項				
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条				
関係	系条马	頁	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則				
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号)第14条、第52条~第54条				
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。				
	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。				
	に	3 以	【下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)				
	$\circ$	4 審	査基準は設けておりません。				
		・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第20号、第18条第				
審		3 号	- ワ、第21号及び22号、第44条第1号ル、ヲ及びカ並びに第53条第2号ヨの規定に基づく				
一田.		供給	設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示				
		(平成	39年3月13日通商産業省告示第123号)				
查	審	・高圧	ガス設備等の耐震性能を定める告示(平成30年11月14日経済産業省告示第220号)				
	*	・対象	物を有効に保護できる障壁の具体例について(平成28年6月8日28商ガ安第11号)				
基	查	・高圧	ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について				
左	基	(平成	30年11月14日20181105保局第5号)				
	兹	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に				
進	準	つい	って(平成31年3月15日20190308保局第5号)				
毕	毕	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用につ				
		いて	(令和3年2月25日20210203保局第1号)				
		・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル				
		(令和	12年3月作成)(申請に係る提出書類)				
	設気	ど・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更				
標	Tur. 5/4	# 4n 7m Hr	総期間30日・月(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計				
準	標準処理		算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)				
処	近 「内訳と機関名」						
理	糸	圣由機関	日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹				
期	(		)(				
間	設定	ど・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更				
作师	戈部 鳥	・課・	係名 消防局予防部危険物保安課保安係 (電話(078)325-8528)				

		1	明に対するための番直本中・保中を圧朔的 02					
処	分	名	貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可					
根圳	法令	攵	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律貿					
11370	147 117	П	149号)					
条	項		第37条の2第1項					
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条					
関係	系条马	頁	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則					
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第52条~第54条					
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。					
	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。					
	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)					
	$\circ$	4 審	査基準は設けておりません。					
		・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第20号、第18条第					
審		3 号	・ワ、第21号及び22号、第44条第1号ル、ヲ及びカ並びに第53条第2号ヨの規定に基づぐ					
一田.		供給	設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示					
		(平成	39年3月13日通商産業省告示第123号)					
查	審	・高圧	ガス設備等の耐震性能を定める告示(平成30年11月14日経済産業省告示第220号)					
		,社会	物を有効に保護できる障壁の具体例について(平成28年6月8日28商ガ安第11号)					
	查		ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について					
基		,	:30年11月14日20181105保局第5号)					
	基	, , , , ,	スの中11万14日201611050株周第3分) 石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈し					
			では、100mgの確保及の取引の過至にに関する医性及の関係或目前の連州及の解析で で(平成31年3月15日20190308保局第5号)					
準	準		石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用に <sup>、</sup>					
			(令和3年2月25日20210203保局第1号)					
		<ul><li>液化</li></ul>	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル					
			12年3月作成)(申請に係る提出書類)					
	設定	<u></u> ど・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更					
標								
準	標準処理		間     算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)					
一 処	Z Law S Little B S							
理	糸	圣由機関	日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・ <del>月</del>					
期	(		)(					
間	設定	ど・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更					
作原		・課・						

処	分	名	貯蔵施記	役又は	は特定供給設備の完成検査		
±⊟.±hп	根拠法令名		液化石剂	由ガス	スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法	律第	
似火			149号)				
条	項		第37条6	03第	第1項		
			液化石剂	由ガス	スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条		
関係	系条項	Ę	液化石剂	由ガス	スの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則		
			(平成	9年3	3月10日通商産業省令第11号)第14条、第52条~第54条		
	該	1 審	査基準は	: (以7	(下・別添) のとおりです。		
審	当	2 審	査基準は	別途仍	保管していますので、担当者に御請求ください。		
	に	3 以	下の法令	の条門	文により審査します。(審査基準は設けておりません。)		
	0	④ 審	査基準は	設けて	けておりません。		
査	審						
	査						
基							
	基						
準	準						
	設定	三・最終	変更年月	日	平成30年4月1日設定		
標	煙消	生処理期	総非	期間 5	5日・丹(検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場	合は、	
準	W. T	—/C+1./y1	土即	醒日、 	日曜日その他の本市の休日を含みません。)		
処	[Þ	[内訳と機関名]					
理	彩	<b>E</b> 由機関	日・	丹	協議機関 日・月 処分機関 5日・丹		
期	(				)(神戸市消防局	)	
間	設定	三・最終	変更年月	日	平成30年4月1日設定		
作成	比部月	弱・課・	係名	消防	方局予防部危険物保安課保安係(電話(078)325-8528)		

処	分	名	充塡設備の許可						
Tra TPu	<u>ж</u> Л. А.	7	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第						
快拠	法令名	<b>5</b>	149号)						
条	項		第37条の4第1項						
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項						
関係	系条項	Į.	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則						
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第64条						
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。						
	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。						
審	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)						
番	0	4 審	査基準は設けておりません。						
		・バル	ク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示						
查	審	(平成	9年3月17日通商産業省告示第127号)						
且.	笛								
	查	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に						
基	<u> </u>	ろい	ついて(平成31年3月15日20190308保局第5号)						
坐	基	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用につ						
	坐	いて	(令和3年2月25日20210203保局第1号)						
進	進								
7	7	・液化	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル						
		(令和	2年3月作成)(申請に係る提出書類)						
	設定	₹・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更						
標	煙淮	<b></b> 些処理期	総期間30日・丹(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計						
準	宗中20年8		算の場合は、土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)						
処	[Þ	引訳と機	関名〕						
理	経由機関		日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・丹						
期	(		)(神戸市消防局)						
間	設定	₹・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更						
作成	比部月	引・課・	係名 消防局予防部危険物保安課保安係 (電話(078)325-8528)						

処	分	名	充填設備の変更の許可					
1-E1 -H/m		<b>5</b>	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第					
似规	法令	白	149号)					
条	項		第37条の4第3項					
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項					
関係	系条耳	頁	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則					
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号) 第64条					
	該	① 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。					
	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。					
審	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)					
#	0	4 審	査基準は設けておりません。					
		・バル	ク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示					
查	審	(平成	9年3月17日通商産業省告示第127号)					
		) <del></del> // .						
	查		夜化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈に   こいズ (ボナロス B H 5 H 201002000/H 目答 5 H )					
基			て(平成31年3月15日20190308保局第5号)					
	基		石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用につ					
		(,(	(令和3年2月25日20210203保局第1号)					
準	準	<ul><li>流ル</li></ul>	石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る申請手続等マニュアル					
			2年3月作成)(申請に係る提出書類)					
	設力		変更年月日 平成30年4月1日設定・令和6年4月1日最終変更					
+===	HX A		※期間30日・月(申請受理日の翌日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計					
標準	標準処理期		間					
処								
理		圣由機関	日・月 協議機関 日・月 処分機関 30日・ <del>月</del>					
期	(		)(    )(神戸市消防局					
間	:							
		・課・						
11 /4	, 4 III   7 / 1	2 H/IV	MANAWA A INABAN PINABAN SARAN SARAN (LEHAR (0.0) 000 0000					

処	分	名	充塡設備の完成検査					
根枷	法令名	Ż	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第					
11/11/2	1477		149号)					
条	項		第37条の4第4項					
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項					
関係	条項	頁	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則					
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号)第14条、第52条~第54条					
	該	1 審	査基準は(以下・別添)のとおりです。					
審	当	2 審	査基準は別途保管していますので、担当者に御請求ください。					
	に	3 以	下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。)					
	0	④ 審	査基準は設けておりません。					
査	審							
	查							
基								
	基							
準	準							
	設分	三・最終	変更年月日 平成30年4月1日設定					
標	標道	<b></b>	総期間5日・ <del>月</del> (検査日から処分通知発送日までで計算。ただし、日計算の場合は、 間					
準			土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。) 					
処		内訳と機関名〕						
理	彩	E由機関						
期	(		)(  (神戸市消防局  )					
間	間 設定・最終変更年月日 平成30年4月1日設定							
作成	<b>之部</b> 居	引・課・	係名 消防局予防部危険物保安課保安係 (電話(078)325-8528)					

#### 様式1

処	分	名	充塡設備の保安検査							
根拠法令名			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第							
			149号)							
条 項			第37条の6第1項							
関係条項			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項							
			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則							
			(平成9年3月10日通商産業省令第11号)第64条、第81条第1項							
	該	亥 1 審査基準に			(下・別添) のとおりて	す。				
審	当	2 審	査基準に	划途	会保管していますので、担当者に御請求ください。					
	に	3 以	下の法令	か多	全文により審査します。	により審査します。(審査基準は設けておりません。)				
	0	④ 審査基準は設けておりません。								
查	査 審									
基	查									
	基									
準	準				-					
	設定・最終変更年月日			日	平成30年4月1日設定					
標	<del>加</del> 洲	<b>基</b> 処理期	総	期間:	5日・ <del>月</del> (検査日から処	分通知発送日まず	でで計算	。ただ	し、日計算の	り場合は、
準	/示斗	三人。江王为	土曜日、日曜日その他の本市の休日を含みません。)							
処	[Þ	〔内訳と機関名〕								
理	糸	<b>E</b> 由機関	日・月		協議機関	日・月	処分	機関	5日・丹	
期	(				) (		)(神戸	市消防	局	)
間	設分	宮・最終	変更年月日		平成30年4月1日設定					
作成部局・課・係名 消防局予防部危険物保安課保安係 (電話(078)325-8528)										